

農業だより

令和6年度山形県山火事予防運動を実施しています

山形県では「令和6年山形県山火事防止運動」を実施しています。今年度に入り、新庄市内でも既に3件の山火事が発生しております。空気が乾燥している状態が続いておりますので、火の取り扱いには十分に注意して下さい。

山形県山火事防止運動

- (1) 全国統一標語 「忘れない 山の恵みと火の始末」
(2) 実施期間 令和6年4月1日(月)～令和6年5月31日(金)
集中運動期間 令和6年4月22日(月)～令和6年5月10日(金)
(3) 啓発事項(スローガン)

- ① 枯れ草などがある場所では、たき火をしないこと。
② やむを得ず、たき火など火を使用する場合は、火気のそばを離れず、使用後は完全に消火すること。
③ 強風時、乾燥時にはたき火、火入れをしないこと。
④ 火入れを行う前に、必ず市町村長の許可を受けるとともに、十分な実施体制をとること。
⑤ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てはしないこと。
⑥ 火遊びはしないこと。

【お問い合わせ先】最上総合支庁産業経済部 森林整備課 29-1351(直通)

令和6年度経営所得安定対策に関する交付申請について

令和6年度新庄市経営所得安定対策について下記の日程で実施予定ですのでご確認ください。
また、申請場所が昨年度と異なりますのでご注意ください。
本申請については、正式な通知を5月中旬に生産の目安及び面積換算通知書(決定通知書)とともに送らせていただきます。

1. 申請日 5月17日(金)～6月21日(金)
2. 申請場所 市役所 **東庁舎2階201・202会議室**

野焼きは法律で禁止されています

1 野焼きとは

法律で定められた基準を満たした焼却設備を使用しないでごみ(廃棄物)を焼却する行為を「野焼き」といいます。

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

2 野焼きの具体例

野焼きに該当するのは、地面で直接焼却する場合だけではありません。

具体的には、

- ドラム缶や一斗缶での焼却
 - ブロックや鉄板等で囲って焼却
 - 地面に穴を掘って焼却
- などがあります。

◎一般家庭でのごみの焼却行為は、ほとんど野焼きに該当します。

3 例外規定

- 法的に認められた焼却炉での焼却
- 森林の病虫害の駆除を目的とした焼却
- 農業での凍霜防止、どんと焼きなど社会の慣習上やむを得ない焼却
- たき火など周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である焼却

※ これら例外行為であっても、野焼きを推奨しているということではありません。

4 罰則

廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、

※ 個人の場合

5年以下の懲役

1,000万円以下の罰金

の罰則に処せられます。

※ 法人の場合

3億円以下の罰金

問い合わせ：新庄警察署 0233-22-0110



令和6年度 農業経営実践講座生 募集

最上総合支庁農業技術普及課では、これから農業を担うあなたのために農業経営実践講座を開講します。講義、実習、視察等を通して技術力を高め、地域農業のリーダーとなる人材の育成や仲間づくりを支援します。

対 象 新規就農して間もない方
農業技術を習得し、農業経営を改善する意欲の高い販売農家

講座名 [担当者]	内 容
トマト栽培講座 [宇野千尋]	 本格的にトマト栽培に取り組んでいる生産者を対象とします。栽培講習会・圃場巡回等を行い、トマト栽培技術を学びます。
促成山菜栽培講座 [藤島弘行]	 促成山菜（たらの芽、うるい等）を栽培している方、興味のある方を対象とします。現地視察や栽培・促成講習会、収穫・調製体験等を行い、促成山菜栽培技術を学びます。
啓翁桜栽培講座 [工藤昌樹]	 啓翁桜を栽培している方、栽培を希望する方を対象とします。現地巡回等を行い、啓翁桜の栽培技術を学びます。
シャインマスカット栽培講座 [荒澤直樹]	 シャインマスカットを定植しており、販売を予定している方を対象とします。現地巡回等を行い、栽培方法の基礎を学びます。
畜産講座 [堀内望史]	 和牛繁殖牛を飼養している方を対象とします。現地巡回等を行い、飼料作物生産、飼養管理等を学びます。
農産加工講座 [山本 愛]	 農産加工に取り組む方、取り組みを希望する方を対象とします。農産加工を開始する場合に必要な基礎事項を学ぶ他、加工技術の実習や事例を紹介し、起業への取り組みを支援します。
水稻栽培技術基礎講座 [渡邊賢治]	 水稻栽培している人、特に経験の浅い方を対象とします。講義や現地巡回を行い、栽培管理の基礎技術と、要望に応じて直播栽培等幅広い内容について学びます。
パソコン簿記講座 [仲川明・日向諒]	 [基礎編]では複式簿記の基礎を学びます。 [実践編]では、農業用簿記ソフト（持参）を利用し、パソコンによる経営管理を行います。
デジタル経営塾 [仲川明・日向諒]	 圃場管理や作業管理等を効率的に行いたい方を対象とします。日々の農作業を「見える化」し、営農管理を効率的に行うため、営農管理ソフトの活用方法を学びます。

<お申込み方法>

最上総合支庁農業技術普及課へお電話でお申込みください。

<お申込み・お問い合わせ先>

最上総合支庁農業技術普及課（29-1327）



山形県のうまいもの商品開発支援事業費補助金

農林水産業者や食品製造業者等が連携して取り組む、県産農林水産物を活用した加工食品の新商品開発、既存商品のブラッシュアップの取組みを支援します。

【 申 請 要 件 】

- ◇事業者要件・・・(1) 農林漁業者
(2) (1)と連携する食品製造業者、卸売業者及び小売業者
- ◇商品要件・・・(1) 原材料に県産農林水産物を使用すること
(2) 令和7年2月28日までに商品を完成すること
※商品の完成とは、試作品の完成又は販売
(3) 商品の最終製造を県内で行うこと
- ◇事業計画・・・(1) 農林漁業者の場合
補助事業完了後3年目の商品の販売額が、現状と比較して1.2倍以上になる事業計画であること
(2) 食品製造業者、卸売業者及び小売業者
補助事業完了後3年目の商品の販売額が、補助事業完了後2年目と比較して1.2倍以上になる事業計画であること
- ◇その他・・・(1) 事業計画策定支援者による助言・指導を受けること
※実施期間：令和6年5月20日から31日まで
申込期限：令和6年5月17日まで
申 込 先：やまがた食産業クラスター協議会
電話番号 023-679-5081
(2) 山形県知事の指定するコンテストに出品すること

【 補 助 金 額 】

- ◇補助対象経費の1/2に相当する額（上限50万円）※既存商品の改良は上限20万円
- ◇補助対象経費・・・(1) 研修費（謝金、旅費、会場使用料、通信運搬費、消耗品費等）
(2) 調査検討費（宿泊費、商品購入費、研修受講費、委託料等）
(3) 新商品開発費（技術指導料、加工費、原材料費、デザイン費等）

【 申 込 方 法 】

- ◇申請書類・・・①事業計画書の提出文書（指定様式）
②事業計画書（指定様式）
③製造・販売に必要な許可証又は届出の写し
④その他計画の説明資料（任意様式）
⑤環境保全型農業により生産された県産農産物を使用する場合は、認定証の写し
※指定様式は県HPでダウンロードしてください。
- ◇申 請 先・・・〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号
山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課 【担当】石川
電話 023-630-3076
- ◇申請期限・・・令和6年5月31日（金） 17時まで

新庄市振興作物シニアチャレンジ支援事業費補助金について

市振興作物における地域の中核的な担い手を育成するため、市振興作物の初期経費に対し支援します。

【対象者】

- ①本市に住所を有し、交付申請時において65歳未満の者
- ②市税等の滞納がない者
- ③新たに市振興作物の栽培を行う者
- ④ビニールハウス栽培については50坪以上、それ以外については10a以上の栽培面積を確保できる者
- ⑤該当作物を3年以上栽培し、及び該当作物を出荷し、又は販売することを誓約できる者
- ⑥新規就農者育成総合対策事業費補助金（旧：農業次世代人材投資資金）の給付を受けていない者

【対象品目】

市振興作物（にら、ねぎ、タラの芽、トルコぎきょう、おうとう、シャインマスカット、アスパラガス、さといも、うるい、りんどう、ふきのとう、トマト（ミニトマトを含む。）、きゅうり、行者にんにく、スターチス、ストック、なす、ひまわり、みつば、ラズベリー、啓翁桜、すいか、にんじん、菊（小菊を含む。）及びカスミソウ）

【補助の内容】

- ・種苗購入費・農業資材購入費・農業機械購入費・農業施設導入費
- ・土地改良に要する経費（土地改良区費を除く。）

【補助金の額】

補助経費の2分の1以内（補助上限：300,000円）

※予算の範囲内での補助となりますので、申請状況によりご要望にお応え出来ない場合がございます。予めご了承ください。

問い合わせ先

- | | |
|----------------------|-------------|
| ・農林課農業ビジネス創造係 | TEL：29-5836 |
| ・新庄市農業協同組合 | TEL：22-3969 |
| ・もがみ中央農業協同組合北部営農センター | TEL：25-3611 |

令和6年度山形県産子実用トウモロコシ生産利用推進協議会構成員募集について

令和6年産子実用トウモロコシを収穫するにあたり、上記の協議会に加入すると、収穫用機械を利用できます。加入を希望される方や詳しい内容を知りたいは下記担当までお問合せください。

問合せ先：山形県最上総合支庁 農業振興課 畜産振興担当 TEL 0233-29-1318

水田活用の直接支払交付金の「5年水張りルール」について

令和9年度以降も水田活用の直接支払交付金の交付を受けるためには、「5年に1度の水張り」が要件とされております。交付対象水田とするための考え方について、お示しします。

- 1 令和4年度から令和8年度までの5年間に水稻を作付することを基本とします。若しくは、5年間で一度水田に水張りを実施し、1か月以上のたん水管理を実施することとします。
- 2 水張りを実施する期間につきましては、原則として灌漑期間とします。冬期間に実施した場合は、交付対象外となります。
- 3 水張りの確認方法について

- (1) 水張りを実施する前に、市再生協議会へ連絡をし、確認を実施する日程調整をお願いします。（期間5月～9月）
- (2) 水張り後に、耕作者と市再生協議会で現地確認を行い、確実に水張りがされていることを確認いたします。（期間5月～9月）

（写真を撮り、証拠書類として保存させていただきます。）

- (3) 1カ月後に、上記（2）と同様の現地確認を実施し、水張り状態が確認できた水田が令和9年度以降、交付対象水田とすることが可能です。
- (4) 水を溜める量及び深さにつきましては、特段の定めはございませんが、対象となる水田の全面に水が張られていることが必要となります。
- (5) 用水に限りがございますので、新庄土地改良区及び各地区の維持管理委員会又は泉田川土地改良区と事前にご相談下さい。（地域内でも話し合ってください。）

問合せ先 新庄市農業再生協議会事務局 (TEL：29-5835)

「地域計画」に関する今後の予定について

地域計画の策定につきましては、現行の「人・農地プラン（40地区）」策定の際に各地域の窓口となった方、又は後任の方にご相談のうえ、協議の日程、場所、内容などについて打合せさせていただきますと考えております。

内容が整いましたら各地域での協議についてご案内いたしますので、ご参加をお願いします。各地域における協議を基にして素案を作成し、調整・合意形成を進めてまいります。

担当：農林課水田農業対策係 (29-5835)

